

腰のつり合是にて能となり、民部驚きて、十里近きに敵もなくて、いがなる事ぞといへば、清正らは大事と心得たるぞよき、由斷大敵といふ事有、我物具せず、身を安じたくはおもへども、左あらんには皆解るべし、夫故に身は苦しけれども、懈なき爲にかくはせし也、萬一の事あらん時、懈て事を仕誤るならば、今までの武功、虚名にならむ事を慮ればなり。

〔明良洪範續篇二〕神君ニモ常ニ清正ヲ御賞シ有シ也、殊ニ清正ノ内室ハ、徳川家ニ舊縁ノ女ナレバ、一入御念頃ナリシ也。此女ノ腹ニ男女二人出生有リ、然レドモ清正奥方へ入りテ、モ刀ヲ放サズ、膝元へ引付ケ置ル、或時五條ノ局ト云老女車ケルハ、表方ニ居ラセラル、時ハサモ有リナシ、奥方へ御入りノ節ハ、女子バカリ中ナレバ、サノミ御用心ニハ及ブ、聞敷キニト云ケル、清正莞爾トシテ、女子ノ知ル事ニハアラザレド、不審ニ思ハ、申聞ン、表方ニテハ余ガ一命ニ代ル家士共、晝夜怠リナク詰居レバ、タトヘ無刀ニテ居ルトモ氣ツカヒナシ、奥方ニテハ皆女子バカリノ中故、嚴重ニ用心スル也ト云ケル也、

〔藩翰譜板倉〕初め勝重○板倉を召されて、此職町奉行の事仰下されし處、其任に堪ざる由を固く辭し申けれども、更に御許しなし、勝重、さらば宿所に罷り歸り、妻にて候ものと計りてこそ御返事をば申べけれと申す、徳川殿笑はせ玉ひて、さもありなん、罷り歸りて相謀れと仰せ下さる、妻は勝重が歸るをむかへて、悦ぶべき事ありと、告知らす人あり、如何なる幸や候と云ひけるに、勝重物をも云はず、ほくそゑみて、衣裳ぬぎして座になをり、妻に打向ひ、されば今日召されし事、餘の義にあらず、此度御座所を移さるゝに依て、彼の町の奉行たるべきよしを仰せ下さる、いかにも叶ふべからざる旨を辭し申せども、御許なし、さらば我家にかへり、妻に謀り候はんと申して、罷歸りぬ、さて御事は如何にや思ふといふ、妻は大に驚きて、あな淺まし、わたくしごとななどならば、夫婦はかるといふ事もこそあれ、公にてかゝる事やのたまふべきまして是は仰せ下さるゝ所